

社会福祉事業一覧

下記一覧表で社会福祉法の条文及び個別法上の事業名を確認し、申請書に記入してください。

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名
第一種社会福祉事業		
第2条第2項第1号	救護施設	救護施設
	更生施設	更生施設
	生活困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営営する事業	医療保護施設 授産施設（保護授産施設） 宿所提供施設
	生活困難者に対して助葬を行う事業	葬祭扶助
	第2条第2項第2号	乳児院
第2条第2項第2号	母子生活支援施設	母子生活支援施設
	児童養護施設	児童養護施設
	障害児入所施設	障害児入所施設
	児童心理治療施設	児童心理治療施設
	児童自立支援施設	児童自立支援施設
	第2条第2項第3号	養護老人ホーム
第2条第2項第3号	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
		介護老人福祉施設
		地域密着型介護老人福祉施設
第2条第2項第4号	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム
第2条第2項第4号	障害者支援施設	障害者支援施設
第2条第2項第6号	婦人保護施設	婦人保護施設
第2条第2項第7号	授産施設	授産施設（社会事業授産施設）
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	生活福祉資金貸付制度

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名
第二種社会福祉事業		
第2条第3項第1号	生活困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	生活困難者に対する相談支援事業、総合相談支援事業など
第2条第3項第1号の2	認定生活困窮者就労訓練事業	認定生活困窮者就労訓練事業
第2条第3項第2号	障害児通所支援事業	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		居宅訪問型児童発達支援

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名	
第二種社会福祉事業			
第2条第3項第2号	障害児通所支援事業	保育所等訪問支援	
	障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	
	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	
	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	一時預かり事業（利用児童が常時20人を超える）	
	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業	
	小規模保育事業	小規模保育事業（定員10人以上）	
	病児保育事業	病児保育事業	
	子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業	
	助産施設	助産施設	
	第2条第3項第2号の2	保育所	保育所
			保育所型認定こども園
	第2条第3項第2号の3	児童厚生施設	児童厚生施設
第2条第3項第3号	児童家庭支援センター	児童家庭支援センター	
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	利用者支援事業	
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	
第2条第3項第3号	養子縁組あっせん事業	養子縁組あっせん事業	
	母子家庭日常生活支援事業	母子家庭日常生活支援事業	
	父子家庭日常生活支援事業	父子家庭日常生活支援事業	
第2条第3項第3号	寡婦日常生活支援事業	寡婦日常生活支援事業	
	母子・父子福祉施設	母子・父子福祉施設	
	第2条第3項第4号	老人居宅介護等事業	老人居宅介護等事業
第2条第3項第4号	老人居宅介護等事業	訪問介護	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		夜間対応型訪問介護	
		第1号訪問事業	
		老人デイサービス事業	老人デイサービス事業
第2条第3項第4号	老人デイサービス事業	通所介護	
		地域密着型通所介護	

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名
第二種社会福祉事業		
第2条第3項第4号	老人デイサービス事業	認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
		第1号通所事業
	老人短期入所事業	老人短期入所事業
		短期入所生活介護
		介護予防短期入所生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業
		小規模多機能型居宅介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業
		認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス福祉事業
		看護小規模多機能型居宅介護
	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター
		通所介護
		地域密着型通所介護
		認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
第1号通所事業		
老人短期入所施設	老人短期入所施設	
	短期入所生活介護	
	介護予防短期入所生活介護	
老人福祉センター	老人福祉センター	
老人介護支援センター	老人介護支援センター	
第2条第3項第4号の2	障害福祉サービス事業	居宅介護
		重度訪問介護
		同行援助
		行動援助
		療養介護
		生活介護
		短期入所
		重度障害者等包括支援
		自立訓練
		就労移行支援
		就労継続支援
		就労定着支援

社会福祉法の条文	社会福祉法上の事業名	個別法上の事業名
第二種社会福祉事業		
第2条第3項第4号の2	障害福祉サービス事業	自立生活援助
		共同生活援助
第2条第3項第4号の2	一般相談支援事業	一般相談支援事業
	特定相談支援事業	特定相談支援事業
第2条第3項第4号の2	移動支援事業	移動支援事業
	地域活動支援センター	地域活動支援センター
	福祉ホーム	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者生活訓練等事業
第2条第3項第5号	手話通訳事業	手話通訳事業
	介助犬訓練事業	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業	身体障害者更生相談所
第2条第3項第6号	知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者更生相談所
第2条第3項第8号	生活困窮者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	無料低額宿泊事業
第2条第3項第9号	生活困窮者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	無料低額診療事業
第2条第3項第10号	生活困窮者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業	無料低額介護老人保健施設利用事業、無料低額介護医療院利用事業
第2条第3項第11号	隣保事業	隣保事業
第2条第3項第12号	福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業
第2条第3項第13号	社会福祉事業に関する連絡又は助成	社会福祉事業に関する連絡又は助成
第2条第4項第5号	を行う事業	を行う事業